

(様式 1－3)

郡山市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	大槻町八坦地区造成宅地滑動崩落緊急対策効果促進事業		事業番号	◆D-14-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		3,300（千円）	全体事業費		3,300（千円）	
事業概要						
当該地区の盛土上に存する私道の損壊箇所について、舗装及び側溝補修等の対策工事を実施することにより、損壊箇所から雨水等が地下へ浸透し、擁壁等の再損壊など、造成宅地の安定性が損なわれることを防止し、もって市道の保全と地区住民の安全・安心な居住を確保する。 【郡山市復興基本方針】 Ⅱ 市民生活の再生 （2）都市基盤の復旧						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> ・ 測量設計委託 ・ 舗装及び側溝補修等工事						
東日本大震災の被害との関係						
福島県郡山市は、東日本大震災により震度 6 弱を記録し、当該住宅地においては、造成宅地を支持するコンクリートブロック擁壁、盛土上住宅及び私道が損壊したことから、住民が安全・安心に居住することが困難な状況である。 被害状況 全 壊 家 屋： 6 軒（うち 2 軒は取り壊し済み） 一部損壊家屋： 12 軒 合 計 家 屋： 18 軒						
関連する災害復旧事業の概要						
擁壁の一部については、災害復旧事業を活用。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-14-1
事業名	大槻町八坦地区造成宅地滑動崩落緊急対策事業
交付団体	市
基幹事業との関連性	
災害復旧事業で復旧した擁壁以外の部分については、東日本大震災復興交付金（第 2 回）で基幹事業として交付申請中である。 当該地区の盛土上に存する私道の損壊箇所から雨水等が地下へ浸透し、その結果、擁壁等の再損壊などを招く危険性が高いことから、舗装及び側溝補修等の対策工事を実施することにより、造成宅地の安定性を向上させることを目的に実施するものである。	